

『新しい行政システム「大阪モデル」づくり』

〔新たな自治システムの提唱〕

通番	該当箇所	計画素案に対する意見	府の基本的な考え方
<b>(1) 広域自治</b>			
1	本15 具27 具28	財政破綻解消に無縁の広域自治を説明なく論じるべきではない。大阪モデル・新たな自治システムの提唱を全面削除すべき。	この計画は、単に目前の再建団体転落を回避するというだけでなく、今後のあるべき府政に向けた抜本的な構造改革をすすめていくため策定するものです。 このことから、21世紀にふさわしい大都市の自治システムづくりに向けて、地方分権時代における国・府・市町村等の役割分担を踏まえ、自主的・主体的な市町村合併の推進、市町村とイコールパートナーとしての府民サービスの提供や政策形成の協働、新しい「大阪都」構想や府市連合等の研究などを掲げています。
2	本15 具27 具28	大阪府は、将来的には近畿（関西）圏における広域行政の中心的役割を担う必要がある。例えば、環境・下水・港湾・医療などの広域的・先進的な行政課題に対し、大阪府が近畿圏行政の中心的役割を担う。	計画においては、「各府県や市、経済界と連携し、関西広域連携協議会などを通じて、広域行政推進の先頭に立つ（本編16ページ）」こととしています。併せて「府民や市町村の意見を聞きながら、関係府県とともに、さらなる連携・協働の強化のための方策を検討していくこととしています。（具体的取組編27ページ）」 また、広域的自治体としての機能強化を図るため、「広域交通網、物流、IT、環境、研究開発など広域的行政課題の多くを先導する。これを実現するため、法律による規制、義務付け等の立法的関与の見直しなどとともに、都道府県の意思と能力に応じ、都道府県と国との協議により権限と財源を移譲する制度の創設を求め（同）」ていきます。
<b>(2) 市町村合併</b>			
3	本15 具30	市町村合併ではなく、広域的・補完的行政の充実に力を入れるべきである。	計画においては、「『住民に身近な公共サービスはできるだけ身近な政府で』という原則のもと、市町村との役割分担をすすめ、府は広域的視点からの調整や補完など、府域トータルで行うべき仕事を担う」（本編7ページ）こととしています。 あわせて、府としては、市町村の行財政基盤の充実強化に向けた取組を支援していくことも必要と考えており、このため、自主的・主体的な市町村合併を積極的に支援しています。
4	本15 具30	市町村合併に向けては、市町村の自主性・主体性を貫き、押し付けるようなことはやめてほしい。また、国の交付税などを使った強引な合併誘導に対しては、府として意見すべき。	市町村合併は、市町村のあり方や住民の生活に大きく関わる重大な問題であることから、市町村や住民との十分な議論や検討を踏まえて、自主的・主体的に推進されるものと考えています。 現在国は、財政的な特例や合併の障害を取り除くための手立てを講じていますが、これも市町村の自主的・主体的な取組を支援するためのものと考えています。
5	本15 具30	市があまりにも統合されて大きくなると、より地域に根ざしたものとかけ離れていくのではないか。	いただいたご意見については、合併に関する様々な事項を協議する「合併協議会」において、地域の住民の様々な意見や地域の特性を反映させながら、合併後の行政サービスのあり方やまちづくりについて十分話し合いをもたれることが必要と考えています。また、合併後についても、地域の住民の声を施策に十分に反映させるため、合併前の市町村の区域ごとに「地域審議会」という組織を置くことができることになっています。
6	本15 具30	市町村合併は、市町村から要望があったのか。国策の請負でしかないのではないか。	府が市町村合併に関する取組をすすめていますのは、分権時代を迎え、住民に最も身近な市町村の果たすべき役割はますます大きくなり、今後、市町村の行政体制の整備や効率化が求められることから、市町村合併が重要な課題であると考えているからです。 府としては、市町村の自主的・主体的な取組を積極的に支援しています。
7	本15 具30	歴史性、地域性を無視した市町村合併はすべきでない。	市町村合併に際しては、歴史性、地域性も十分考慮することが必要だと思います。 それぞれの地域で培われてきた歴史・文化や地域のつながり・特性などを十分踏まえた上で、将来どのようなまちを目指すのかという視点で、市町村や地域の住民の皆さんが、議論・検討をすすめることが必要であると考えています。
8	本15 具30	大阪のような都市部においては、すべて政令指定都市に移行すべき。	政令指定都市へ移行すると、法令上、市の権能の拡充等が図られることとなります。府内の市町村が合併等を通じて政令指定都市への移行を目指すかどうかについては、地域の住民の方々が自主的・主体的に検討されるべきものと考えています。

9	本15	南河内郡の図書館や消防署、体育館などの施設について、各町でこまごまとしているの、ひとつの大きな組織となって、より広域で安全に快適に暮らせるように改革してもらいたい。	市町村合併には、広域的観点からスポーツ施設、文化施設等の公共施設を効率的に配置することができたり、環境問題や消防、防災などの課題についても、広域的に対応できることから効果的な施策が実施できるようになるといった効果が期待できます。 現在、南河内地域においては、「南河内広域行政研究会」(8市町村で構成)が設置され、合併問題も視野に入れた広域的連携のあり方について研究がすすめられていると伺っており、府としては、そのような地域における自主的・主体的な取組を積極的に支援していきます。
<b>(3) 国、府、市町村の役割分担</b>			
10	本15	細分化したサービスは市に期待し、府には大きく自治体間の連携や海外との展開を期待する。	計画においては、「『住民に身近な公共サービスはできるだけ身近な政府で』という原則のもと、市町村との役割分担をすすめ、府は広域的視点からの調整や補完など、府域トータルで行うべき仕事を担う」(本編7ページ)ことを基本的考え方としています。
11	本15	府の仕事を市町村に押し付け、お金を出さないのでは事業は継続できず、府民に痛みを押し付けることになる。市町村が十分に事業をすすめていけるよう、財源を伴った措置を行うこと。	この計画では、限られた資源のもとで、住民の安全・安心を守り大阪の活力を取り戻すため、これからの府と市町村が対等・協力のイコールパートナーとして、適切な役割分担を行い、その中で府が今後果たすべき役割は何かという観点からとりまとめたものであり、市町村への仕事や負担の押し付けを目的としたものではありません。
12	具30	市町村とのパートナーシップの構築も大切。府の仕事、府より市町村・民間へまかせる区分を行う。	府としては、市町村が地域に関わる行政を総合的かつ自律的に担っていけるよう、必要な財源措置を行った上で権限移譲をすすめるとともに、市町村との協働の取組をすすめることとしています。また、民間で提供できるサービスは民間に委ねるとともに、NPOやボランティア活動の活性化を支援し、NPOとの協働を先導的にすすめていきます。
13	本15	各市との連携を一層強め、業務の簡素化を目指してほしい。そのためには、府との連携が市にとって魅力あるものとする必要がある。	府と市町村が一体となって取組をすすめることで、住民の満足度や事業の効率化につながるサービス提供や政策形成の協働をすすめ、市町村との新たなパートナーシップの構築を図っていきます。
14	本15 具30	出先事務所については、市町村の協力によって廃止すべき。	出先機関については、行政の守備範囲の明確化、民間ノウハウの導入・活用、さらには市町村への権限移譲などにより、計画期間内に出先機関の見直しを図っていきます。また、今後、電子申請等IT化の普及等を踏まえ、窓口機能のあり方を含め、出先機関のあり方の検討をすすめます。その際、必要に応じて市町村とも十分協議し、ご協力をいただけたら幸いです。
15	本15 具30	府営公園は、地元市町村に移管すべき。府が公園を運営すべきではない。	府は大規模な公園を設置しており、日常生活圏における身近な公園は市町村が設置しています。今後の府営公園の運営にあたっては、NPO・府民との協働や民間委託の活用など、効率的な公園管理のあり方について、検討をすすめていきます。
16	本15 具30	公有水面埋立てに係る権限は、これまでの経緯から府に移譲することには反対。	今回の計画に記載している、公有水面埋立てに係る権限については、地方分権一括法が施行されるまでは、機関委任事務として府が行っていました。この見直しは、地域が主体的にまちづくりをすすめていくために必要なものと考えており、今後、国土交通大臣に権限の見直しを求めていきたいと考えています。
<b>(4) 大阪市との連携</b>			
17	本15 具30	自治体全体の連携と集約化を提唱する。特に、大阪市との連携は、いろんな分野で効果がある。	計画においては、「近畿の中心に位置する府県として、これからも各府県や市、経済界と連携し、広域行政推進の先頭に立つ」とともに、「自主的・主体的な市町村合併を推進する」こととしています(本編16ページ)。また、大阪市との関係について、これからも連携・協調を基本にしながら、海外事務所の事業連携・共同化などを推進するとともに、新しいタイプの「大阪都」構想や府市連合など、これからの大都市の自治システムについて研究します。
18	本15 具30	大阪府は大阪市と合併すべき。	計画においては、大阪府と大阪市の関係について、「関西都市圏の中心都市である大阪市と連携協調して効率的で効果的な大都市行政をすすめ、都市の再生を実現する(具体的取組編28ページ)」こととしています。 また、大阪市との関係について、これからも連携・協調を基本にしながら、「新しいタイプの「大阪都」というべき構想や府市連合など、世界有数の大都市圏である大阪・関西の発展を支えるに足る地方自治システムのあり方について、そこに生活する住民の立場で各構想の得失を含め研究(同)」します。
<b>(5) 市町村への関与</b>			
19	本15	隣接市の学校の方が安全に通える場合があるので、市町村の境界変更について、府が市町村を指導してほしい。	市町村の境界変更については、地域の実情を最もよく把握している地元の市町村において、それぞれの地域の実情を十分踏まえた上で判断されるべきものと考えています。なお、行政サービスの提供については、隣接する市町村間で協議し、隣接する市町村において実施することも可能です。

〔府民との対話、アカウンタビリティの徹底〕

通番	該当箇所	計画素案に対する意見	府の基本的な考え方
<b>(6) 広報広聴</b>			
20	本15	府もメールマガジンを発行し、改革の取組をもっと府民に周知すべき。双方向的な社会の実現を望む。	府政に関する情報については、府政だより（広報紙）、テレビ、ラジオ、インターネットなど様々な媒体を活用して広報を行っているところですが、今後ともより効果的な手法を研究していきたいと考えています。 また、府民との対話をすすめるため双方向のコミュニケーションが可能なメニューの充実（電子会議室の充実や電子相談の導入）に努めています。
21	本15	府のホームページがとてわかりにくい。表示方法をもっと研究すべき。各種会議や審議会など国なみに公開してほしい。	府のホームページについては、毎年リニューアルを行っており、今後とも、より分かりやすいホームページになるよう努めます。各種会議や審議会等につきましては、2003年までにすべてホームページ上に公開していきます。
22	本15	地域住民すべての意見を反映させるべく行政参画を促すのなら、インターネットの利用などは現時点では国民半数弱の利用者にすぎない。きちんとしたスペシャリストが時折アンケート等により民意を反映しながらすすめるほうが合理的。	府民情報課では府政の重要課題について関係部局と連携し、府民2,000人を対象に世論調査を年1回、府政モニターを対象にアンケート調査を年3回実施しており、その結果は府民の意識として施策推進の参考にしています。
23	本15	府民との対話を積極的にやってほしい。府民との対話を具体的にどうしていくのかを府民に示し、対話の意見を使用したという報告もしてほしい。府民の理解と協力が得られるように。	幅広い府民の意見・提言や府民ニーズを的確に把握するため、関係部局と連絡を密に、多様な広聴事業を適切、効果的に実施し、“開かれた府政”の実現を推進しています。 なお、知事が直接府民の生の声を聴く「府民との対話事業『大阪わいわいミーティング』」は、より多くの府民と意見交換ができるように、今年度少人数座談会型から多人数対話集会型に改めました。この計画についても、のべ4回の「大阪わいわいミーティング」を開催・活用いたしました。 また、その実施概要は府のホームページで公開するとともに、参加者の意見・提言については、府政に活かせるように広聴案件として各部局に送付しています。 今後も、テーマ設定や開催地域等に配慮しつつ積極的に実施していきたいと考えています。
24	本15	府政だよりの新聞折込による配布をやめて、市町村などに依頼するなどして経費削減の方法を検討してほしい。	府政だよりの配布方法については、府民のもとへ、指定した日に確実に、最も安価に配布できることから、現在は、新聞折込で行っています。 今後とも、配布の条件を踏まえながら、より安い経費で配布できる方法を調査・研究していきたいと考えています。
25	本15	府政モニターも今までやってきたから続けるのでなく、意見を吸い上げるならもっと徹底的に、反映されていなければ廃止しても良いと思う。また、300名の府政モニターに限らず、多くの人から募ったらどうか。また、府政モニターは有償であるが、無償で意見を募るのがよい。府、市町村の各施設に用紙、回収ポストを設置してはどうか。	府政モニターからは過去より多数のご意見等をいただいております。長期的・継続的な意見等の蓄積が府民ニーズを把握する上での貴重な資料となり施策の参考となっております。意見等の募集については、府がテーマを設定するなどして実施しており、謝礼については、様々なモニター活動の実績に応じてお支払しています。 なお、府政モニター以外の方からのご意見等につきましては、「知事への提言広場」としてインターネット・ファックス・はがきなどで広く募集しており、提言専用はがきを府の主な施設で配布しています。また、電子会議室の充実や電子相談の導入に努めています。
26	本15	一度役所の対応についてアンケートを発表し、府民はどう考えているか再度教育の仕方を考えてもらいたい。	今後とも「全体の奉仕者」として府民福祉の向上を図るという府職員の原点を再認識し、汚職等非行の防止はもとより、真摯な接遇・執務態度と府民感覚を備えた、府民から信頼される職員の養成を行っていきます。
<b>(7) 情報公開</b>			
27	本15	ITに慣れていない府民も簡単に情報公開請求ができるようにしてほしい。IT社会でのプライバシー保護にも配慮すべき。	情報公開請求につきましては、現在、行政文書公開請求書を府政情報センターに来所のうえ提出していただくほか、郵送又はファクシミリでも請求していただけます。また、今後、電子メールでの情報公開請求受付を実施する際には、入力・送信の方法をできる限りわかりやすくし、どなたでも簡単に情報公開請求ができるものとなるよう検討していきます。 また、インターネット等は利便性が高い反面、個人のプライバシー情報の漏洩等が懸念されますが、府では個人情報保護条例に基づき、庁内での個人情報の適正な管理を図るとともに、府民や事業者に対しても、個人情報の適正な保護がなされるよう周知啓発をすすめています。

(8) パブリックコメント手続			
28	本15	パブリックコメントは、外国語でも受け付けるべきだ。	大阪府パブリックコメント手続実施要綱（平成13年4月1日実施）第6条第1項により、パブリックコメント手続を実施する際には提出言語の種類等を意見受付の条件とする旨を定めるとしており、日本語以外を全く排除するものではありませんが、提出言語は日本語を前提とし、日本語以外とした場合には、併せて日本語訳の添付を求めることとしています。これは、府が翻訳した場合に原文の意見や提言等との一致が確認できるのか等の課題があるためでもあり、ご理解をお願いします。

【透明でわかりやすい行政経営システム】

通番	該当箇所	計画素案に対する意見	府の基本的な考え方
(9) 行政コスト情報			
29	本16 具31 具56	府の事業について、事業ごとに府民から収支が分かるように施設なら玄関などに掲示すべき。必要な施設事業なら利用するだけでなく利益者にも協力・負担が必要。	<p>公の施設について、運営にどのくらいのコストがかかっているのか、利用者1人あたりに換算するとどのくらいか、を示し、税金と利用料金の割合などについてお知らせすることは、とても意義あることです。今後、様々な形で工夫していきます。</p> <p>また、今年度から実施している施策評価を活用し、現在実施している事業の中で府としてしっかりやるべきものを見極めるとともに、手法の改善が必要な事業や、休止・廃止すべき事業の精査を行っていきます。その結果を府民の皆様に公表するとともに、外部の意見も聞きながら、今後の施策や事業のすすめ方に反映していきます。</p>
30	本16 具31	行政コスト計算書の作成を急ぐべき。	<p>一年間の活動実績に関する情報をコスト面から明らかにし、よりわかりやすく住民に説明するため、民間企業の損益計算書にあたる「行政コスト計算書」を、平成12年度普通会計決算の数値をもとに、今年度中に作成します。</p>
31	本16 具31	歳入・歳出予算と決算について、経常収支計算書と資本収支計算書に区分して表示するとともに、資本収支計算書に対応して資産増減計算書と金融資産増減計算書を作成し、議会に付し、府民に公表する。また、土地開発公社などについて、連結決算を行う。	<p>一年間の活動実績に関する情報をコスト面から明らかにし、よりわかりやすく住民に説明するため、民間企業の損益計算書にあたる「行政コスト計算書」を、平成12年度普通会計決算の数値をもとに、今年度中に作成します。</p> <p>また、土地開発公社など指定出資法人については、それぞれ個別の団体ごとに、貸借対照表及び損益計算書を作成し、議会への報告を行っているところですが、地方公共団体から独立した法人格を有し、設立根拠や法人の形態なども様々であることから、民間企業のように、地方公共団体と一体的な決算を行うことは難しいと考えています。</p>
32	具31	自治体の将来像で最も大切なのは、経営の内容が良好で、部門ごとのバランスシートが作成され、1年に2回外部監査が行われていること。	<p>バランスシートについては、地方公共団体の資産・負債等の状況を総合的かつ一覽的に示すことにより、府の財政構造を多面的に把握するため、普通会計全体について、昨年作成し、公表したところです。また、地方公共団体の外部監査制度は、地方自治法の改正により平成11年度から導入されており、包括外部監査は、第三者である包括外部監査人により監査テーマを決めて年度を通じて行われています。</p>
(10) 行政評価等			
33	具31	部署の目標について、計画時点からの情勢の変化に応じた評価を素早く行い、再検討していくシステムが欠落している。	<p>施策評価において、施策ごとに目標を設定し、施策目標に対する達成状況や施策に対する社会的ニーズの変化などを毎年度点検し、社会情勢の変化に応じた施策の進行管理を行っていきます。また、計画自体の進行管理については、毎年度、その進捗状況を点検し、公表していきます。</p>
34	本16	聖域なく改革に取り組むことは必要であるが、すべてゼロベースからの抜本的な再構築についてはおおいに疑問。現事業の「自己ならびに他己評価」を早急に行い精査すべき。	<p>今年度から実施している施策評価を活用し、現在実施している事業の中で府としてしっかりやるべきものを見極めるとともに、手法の改善が必要な事業や、休止・廃止すべき事業の精査を行っていきます。また、その結果を府民の皆様に公表するとともに、外部の意見も聞きながら、今後の施策や事業のすすめ方に反映していきます。</p>

35	本 1 6 具 3 1	事務委託やIT活用などにより人員削減することで、事業実施のチェック機能の低下などにより行政サービスが低下しないか不安。このため、事業計画や評価見直し等について、外部評価委員会の評価に力をいれるとともに、委員会のメンバーに一般府民も参加、傍聴できるシステムをつくってほしい。	限られた財源やマンパワーの下で、府の施策を効果的・効率的に実施するため、今年度から、施策評価を実施しています。施策評価では、それぞれの施策を構成する事務事業について、府が関与する必要があるのか、コストパフォーマンスはどうかというようなチェックを行い、事務事業の優先順位付けを行っていきます。その内容について府民の皆様公表することにより、意見をいただき、今後の施策に反映してまいります。 建設事業の評価にあたっては、事業採択後、一定期間を経過して未着手、未完成の事業については従来から学識経験者等で構成される委員会による外部評価を行ってききましたが、今年度から、新規のプロジェクトや一定規模以上の建設事業（事業費10億円以上など）についても、着手までに同様の外部評価を行っています。委員会は公開を原則としており、透明性を確保しながら、慎重な審議を行っているところです。 今後とも、総合的な行政評価システムを確立し、透明でわかりやすい府政運営を行ってまいります。
36		負担能力に応じた痛みを分かち合えるような施策をすすめるにあたっては、府民がこれまで以上に参加できる場での精査、検討が必要。	
37		道路工事等不明な目的と意義しか持たない税のムダ使いを中止し、その都度、府民に是非を問うシステムを構築すべき。	
38	本 1 6	QC手法が取り入れられるのは素晴らしい。ただ、この手法では対象事項に対して能率的・効率的な解決策を探し出すことが最重点とされるため、その事項を「中止」「止めてしまう」という発想が生まれてこないという欠点がある。PDCAではactionこそが重要、改良・一部修正だけでなく中止・やめ！という発想も入れて計画をすすめてください。	府の施策をより効果的・効率的に推進するため、今年度から実施している施策評価において、それぞれの施策を構成する事務事業の優先順位付けを行い、府の関与の必要性やコストパフォーマンス等から点検を行い、施策目的に対する寄与度が低い事務事業については、手法を見直したり、事業そのものの休止・廃止を検討してまいります。
39	本 1 6	新規事業について外部評価をパスすれば何でもできるということ。外部委託することで解決するのではなく、公開・自主・自立を維持することにより透明性を確保すべき。	建設事業の事前評価においては、一定規模以上の事業については、学識経験者等で構成される委員会による外部評価を行い、それ以外の事業については、行政内部の自己評価を行うこととしています。委員会は公開を原則としており、透明性を確保しながら、慎重な審議を行っているところです。なお外部評価の場合も、最終的な評価結果は、同委員会の意見を踏まえ、府が総合的に判断して決定しています。
40	本 1 6	民間人が半数以上を占める討議の場で、大阪のあるべき姿や大阪がなぜ東京に遅れをとったかなどを論じ、プラン・ドゥー・シーを繰り返すことが必要。	大阪府では、民間有識者などで構成する大阪府総合計画審議会からの答申を受け、社会潮流の変化を踏まえた21世紀にふさわしい大阪の将来像とその実現のための指針を明らかにする「大阪の再生・元気倍増プラン～大阪21世紀の総合計画」を昨年12月に策定しました。 この総合計画では、大阪の将来像実現に向けた取組の基本方向に基づき、大阪府が具体的にどのような取組をすすめるのかについて、取組体系に沿って整理した「施策集」を本年3月に作成し、計画推進のために活用しています。 そうした総合計画での成果を踏まえ、この計画においては、大阪再生に向け、府がやるべきことを見極め、思い切った施策再構築をすすめていくため、「施策集」で整理された施策を対象とする施策評価の実施や、これと連携した予算編成システムの構築を掲げ、平成14年度当初予算編成から、実施に移していくこととしています。
<b>(11) 入札</b>			
41	本 1 6	不正行為が社会問題となっている公共事業の入札について、原則として誰でも入札できるようオープン化してはどうか。	透明性・競争性、客観性が高い「一般競争入札」「公募型指名競争入札」の適用範囲の拡大について、現在試行実施している「実績評価型指名競争入札」の実施状況を踏まえ、今後、中長期的な視点から、必要な検討を行ってまいります。
42		入札・契約業務の改革として、総務部局に入札契約課（仮称）を設置して利権や癒着等を排する。また、条件付競争入札枠を拡大し、その内容を公開するとともに、適切な競争原理が働くようにすること。	
<b>(12) その他</b>			
43	本 1 6	ちりもつもれば山となる。小さな無駄を省く。かつて文化の日の教育表彰を受けたが、式に参列して受賞者数の多さと当然仕事としてやるべき人達が何故表彰されるのか疑問に思った。式典記念品等ばかにならない経費それが毎年あることに驚いた。	表彰については、府政の推進にあたり、様々な形でご協力、貢献いただいた府民・企業等を対象に現在行っているものですが、ご指摘の点も踏まえ、今後、その意義・あり方等について検討してまいります。